

平成24年第6回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成24年 6月25日 (月)
午前9時30分 から 午前10時23分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員 (14名)

1番	木村茂人	2番	塚田修彦
3番	後藤政次	4番	小野三幸
5番	大仁田金次	6番	松本良明
7番	田中文彦	8番	内尾明美
9番	西田悟	10番	高道修二
11番	山本政人	12番	錦戸幸春
		14番	山下時義 (職務代理者)

15番 岡村貞夫 (会長)
4. 本日の欠席委員 (1名)

13番 宮崎敬三
5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第75号 農用地利用集積計画の認定について
日程第4. その他
6. 総会書記 (農業委員会事務局職員)

事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1, 開 会

開会午前9時30分

議 長

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成24年第6回農業委員会総会を開会致します。

本日は宮崎敬三委員さんが欠席でございますが総会は成立しております。

梅雨に入り連日悪天候が続いておりますが、幸い台風4号は熊本県に影響なく一安心したところでございます。平成24年度の全国農業委員会会長大会及び東日本大震災復旧復興調査が5月31日から6月2日に実施されたので簡単にご報告申しあげます。熊本県から50名が参加をいたしまして、平成24年度全国農業委員会会長大会が5月31日日比谷公会で全国から2,000名が参加をいたしまして盛大に開催をされました。持続可能な力強い農業の実現と農村の再生に向かってということテーマに開催されまして、環太平洋連携協定 TPP 交渉の参加反対を求める要請決議が採択され、戸別所得制度の見直しや有効利用対策の強化等が提案決議されました。第4回の耕作放棄地発生防止解消活動表彰がございまして、農林水産大臣表彰に皆さん新聞等で御存じのとおり福島県の有限会社岡野農業が受賞されました。

そういうことで色んな表彰がありまして最後に農業委員会会長大会実行運動計画についての提案決議が採択されまして閉会をされました。

えーその後熊本県出身の代議士との懇談会がございましてこの TPP につきましても、えー要望書等も森会長より代議士の先生方に一人一人に提出をされたわけでございます。2日目の6月1日は東日本大震災復旧復興の現地調査を福島県のいわき市に参りまして一日坂下公民館でいわき市の農業委員会会長の鈴木氏より被害状況の説明をいただきその後現地を視察して参りました。被災地は皆様方テレビ新聞等で御存じのとおり大変な被害でございまして、家の基礎部分をのこして広大の面積が無残に広がり被災前の面影もなく瓦礫の山が数カ所見られました。その視察の後農業生産法人いわき市おなはま菜園を視察して参りました。一万㎡のハウスの中に生鮮用のトマトが25万株ロクル養液栽培ということで丁度生花がありますスポンジのようなあれにこう定植をされて、注射針のようなやつを打ち込んでコンピュータシステムでその木一本一本がその水がほしい栄養がほしいということコンピュータ制御しましてそれで補給をするということで私も初めて見た

わけでございましてもうトマト栽培と言うよりもむしろなんか工場の中に入って生産されているなという感じがしまして、また従業員の方も若い方が30代の方が働いておられていたわけですが、自分の持ち場がございまして、その従業員もその中に入ったらわからんからとコンピュータシステムでここ何分間でどれだけの仕事をしたというようなことで、なんかこうほんともう休む暇もないような監視された体制の中で働いているということで私たちの農業から比べると大変だなーというような感じがしたわけでございます。まあそういうことでえー一応視察をして参りました事につきまして簡単ではございましたがご報告にかえさせていただきます。

2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番の後藤委員さんと4番の小野委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

3, 議 事

それでは、早速議事に入ります。まず日程第2、議案第74号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程を致します。事務局に説明を求めます。

事務局 それでは日程第2、議案第74号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明致します。

3ページをお開き下さい。整理番号1の申請ですが、議案記載の譲受人は、議案記載の譲渡人より売買により取得し、所有権を移転したいというものです。

申請地は4ページ、5ページに図示しております。物件の表示は3ページ記載の田1筆585㎡です。権利の種類は所有権移転で申請理由は相手方の要望によるものです。

農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、取得後経営面積が40a

以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸、質入れでないか、地域との調和要件を満たしているか、の審査要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果全てに満たしているものと判断いたします。

次に整理番号2の申請ですが、6ページをお開き下さい。

議案記載の譲受人は、合志市在住の譲渡人より贈与により取得したいというものです。申請地は7ページの別表及び8ページから10ページに図示しております。申請物件の表示は6ページに記載のとおり田7筆4, 364㎡、畑2筆674㎡合計9筆5, 038㎡です。

譲渡人氏名と所有者氏名が異なりますが、添付されている書類により同一人物であると確認が取れております。

権利の種類は、所有権移転で申請理由は経営規模拡大のためです。

農地法許可基準に照らし合わせた結果ですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、取得後経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作の農地転貸、質入れではないか、地域との調和要件を満たしているか、の審査要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果全てに満たしているものと判断いたします。

次に整理番号3の申請ですが、12ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は、譲り渡人より贈与により取得したいというものです。申請地は13ページ14ページに図示しております。12ページに記載のとおり畑1筆514㎡です。

権利の種類は、所有権移転で申請理由は経営規模拡大のためです。

農地法許可基準に照らし合わせた結果ですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農業に常時従事するか、取得後経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作の農地転貸、質入れでないか、地域との調和要件を満たしているか、の審査要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果全てに満たしているものと判断いたします。

最後に整理番号4の申請ですが、15ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は、譲渡人より贈与により取得したいというものです。申

請地は16ページから17ページに図示しております。15ページに記載のとおり畑1筆1,252㎡です。

権利の種類は、所有権移転で申請理由は経営規模拡大のためです。農地法許可基準に照らし合わせた結果ですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農業に常時従事するか、取得後の経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作の農地転貸、質入れでないか、地域との調和要件を満たしているか、の審査要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果全てに満たしているものと判断いたします。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局から説明をいただきましたが4件ございますので整理番号1から審議をして参りたいと思いますがご意見のある方は挙手をお願いします。

5番委員 はい。

議 長 はい、大仁田さんどうぞ

5番委員 この件はですね全て私の管轄ということで、事務局にお願いして現場を見させてもらいました。で田尻さんの件は大仁田敏治さんは城下の私の隣、田尻均さんは田尻幸雄さんの息子で息子さんの名前で登記をなさるということで、場所的にはですね高戸義弘さんの牛舎と田尻さんの自宅の後ろになるちょうど山の麓の田んぼです。その前は若松さんが作っておられましてもう高齢になったからということで返された。1年ぐらいになってもう荒れた状態ですね。竹がもうちょっと生えてきた状態でこういう申請が出ているわけでございます。それと平山の件につきましてはあまりにも件数が多いのでどういう理由かなということで、事務局の方からも後で説明があるかと思いますが長男さんが跡を継がなくなって次男さんが継ぐようになったから名義の変更とかいろいろ発生したような事でございます。周りは牧場をされておられますあの周辺の下の方ですね。が場所になります。非常にこの地図を見てもわからないところに田んぼがあってですね、よく管理されておりました。そういうことでございます。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。他にご意見はございませんか。

議 長 ないようでございますので、整理番号1の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。続きまして整理番号2の件につきましてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

ご意見ございませんか。ないようでしたら賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。整理番号3の件につきましてご意見のある方はお願いいたします。

議 長 この方は親御さんじゃなかですね。違うとですか。

(事務局挙手)

議 長 はい。どうぞ

事 務 局 叔父と甥の関係になります。

議 長 叔父さんですね。

ご意見ございませんか。無いようでしたら賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。

議 長 賛成多数でございますので許可することに致します。

それでは続きまして整理番号4の件につきましてご意見のある方はお願いをいたします。

この方はどのようなになっておりますですかね。はい

ご意見ございませんか。はい、それでは無いようでございますので賛

成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。

議 長 次に日程第3議案第75号 農用地利用集積計画の認定についてを上程をいたします。事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3議案第75号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

20ページをお開き下さい。

所有権移転ですが、利用権等の種類は所有権移転です。買い手は20ページ記載の公社で売り手は同じく20ページ記載の個人です。移転する農用地は20ページ記載の畑491㎡です。

以上です。

議 長 はい、只今ご説明をいただきました件につきましてご意見のある方の挙手をお願いを致します。

3番委員 はい

議 長 はい、どうぞ

3番委員 この土地はですね地目は畑となっておりますけれど、現状は竹が生い茂って荒れ放題になっておりました。これを買い手の方が見事に耕地として復元されております。そこで、今回農業公社がいったん買い取って来月にまた個人の買い手さんに売却するということになっておりますのでひとつご審議のほどをお願い致します。はい

議 長 ありがとうございます。場所はどの付近になつとですか。

3番委員 えーと中通り橋は御存じですか。あれからちょっと上の方の川の淵になります。

- 志岐ですか
- 3 番委員 志岐です
- 議 長 いま後藤さんの方からご説明をいただきましたこの件につきましてご意見のあるはお願いをいたします。
- ありません（の声）
- 議 長 はい、それではこの件について賛成の方の挙手を求めます。
- （全員挙手）
- 議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので許可することにいたします。
- 議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願いいたします。
- 事務局 それでは、その他の項で説明したいと思えます。別紙その他の事項をご覧ください。
- （資料により説明する。）
- 1、農地法施行規則第32条第1項第6号にに基づく届出について
 - 2、農地改良届について（2件）
 - 3、次回第7回総会は7月23日、月曜日の午前9時30分開催予定
- 議 長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成24年第6回総会を閉会いたします。

閉会午前10時23分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____